海外の人気インフルエンサーによる SNSを活用したかごしまの食プロ モーションに係る業務

プロポーザル実施要領

令和4年4月

鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出戦略室

#### 1 趣旨

この要領は「海外の人気インフルエンサーによるSNSを活用したかごしまの食プロモーションに係る業務」(以下「本業務」)において、公募型プロポーザル方式により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

(1) 業務名

海外の人気インフルエンサーによるSNSを活用したかごしまの食プロモーションに係る業務

(2) 業務目的

鹿児島県産農産物等を販売している海外店舗への誘客を図るため、現地の人気インフルエンサーを活用し、SNS等を通じたプロモーション活動を行い、同食材の販売促進を行うものである。

- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履行期限 令和5年3月31日
- (5) 契約上限金額 13,000千円以内(消費税及び地方消費税含む)

# 3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

## 4 応募スケジュール

項目	日程
企画提案募集開始	令和4年4月18日(月)
質問受付期限	令和4年4月22日(金)
質問回答	令和4年4月26日(火)
参加申込書提出期限	令和4年4月28日(木)
参加資格確認結果通知	令和4年5月12日(木)
企画提案書提出期限	令和4年5月18日(水)
審査(プレゼンテーション)	令和4年5月下旬(予定)
審査結果通知	令和4年5月下旬(予定)
契約締結	令和4年6月上旬(予定)

- ※ 事前説明会は開催しない。
- ※ 提出書類等は全て午後5時必着とする。

## 5 プロポーザルの手続等

(1) 質問受付及び回答

ア 質問方法:本業務に関する質問がある場合は、別添質問票(様式1) により、電子メールで提出すること。(電話で着信確認を 行うこと。)

イ 回 答:上記期日までに鹿児島県ホームページにおいて公表する。

(2) 参加申込書,企画提案書の提出

ア 提出書類:別表1のとおり

イ 提出方法:持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)

による

- ※ 参加申込書を提出した者全員に対して、上記期日までに参加資格の確認結果を書面で通知する。
- ※ 参加資格に適合した者に限り、企画提案書を提出することができる。
- ※ 参加資格に適合した者であっても、上記期日までに提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。
- ※ 提出した企画提案書等の差替え、再提出は認めない。

なお、鹿児島県が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることが ある。 6 提出書類の作成に係る留意事項

提出書類の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 用紙サイズは、A4版とすること。なお、指定の様式(様式1~5)以外は、縦でも横でも構わない。
- (2) 企画提案内容調書(様式7(参考))は、15分程度で説明できる内容とすること。
- (3) 見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成すること。(積算内訳も明示すること。)

#### 7 審査方法等

- (1) 企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために設置する審査会において行うものとし、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、審査項目及び評価の視点(別表2)により、総合的に評価して得られた総合評価点数が最も高い業者を最優秀提案者とする。
- (2) 審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、採用者なしとする。

なお、企画提案者が1者の場合も審査を行うものとする。

- (3) プレゼンテーションを行う順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、プレゼンテーションの詳細については、別途通知する。
- (4) 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。 なお、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

## 8 契約の締結

- (1) 上記により最優秀提案者となった者を委託先候補とし、詳細な業務の 内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後に 委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 本業務の委託契約は、 鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。

契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

(4) 前金払は委託契約金額の30%以内(ただし,契約相手方から前金の請求があった場合)の範囲で支払うことができるものとする。

ただし、部分払は行わない。

## 9 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通 貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。 なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書等の著作権は鹿児島県に帰属するものとする。
- (4) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例(平成12年条例 第113号)に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。
- 10 担当部署(提出先及び問い合わせ先)

鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出戦略室 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電話:099-286-3093 (直通) FAX:099-286-5587

E-mail: yusyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

## 仕 様 書

#### 1 業務委託名

海外の人気インフルエンサーによるSNSを活用したかごしまの食プロモーションに係る業務

# 2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 対象国

香港及びシンガポール

#### 4 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成23年生文第197号) 第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を有している者
- (7) 3で選定した対象国・地域において、SNSを活用したプロモーション活動の実績がある者
- (8) 3で選定した対象国・地域において、現地店舗又は現地ECサイトでの販売等の 実績がある者

## 5 業務内容

(1) 鹿児島県産食材のSNSプロモーション

鹿児島県産食材(青果物、畜産物、水産物に限る。以下同)の販売促進のため、Instagram や Facebook、Youtube などの現地消費者に強い影響力を持つ現地インフルエンサーを活用したプロモーションにより、同食材の認知度向上を図るとともに、現地消費者への購買意欲を喚起すること。

なお,現地インフルエンサーのSNSフォロワー数は5万人以上とする。

#### (2) 鹿児島県産食材の販売・PR

(1)のプロモーションの対象となった鹿児島県産食材が現地で消費されるよう現地店舗及びECサイトにおいて、同食材の販売・PRを実施すること。

#### 6 成果報告

業務終了後は、5の(1)(2)についての実績及び成果等を内容とする委託業務実施報告書を提出すること。

### 7 留意事項

- (1) 本業務で作成したコンテンツに係る一切の権利は、鹿児島県に帰属するものとする。
- (2) 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理すること。

#### 8 その他

- (1) 受託者は委託者と協議の上業務を進めること。
- (2) 鹿児島県は、事業の目的を達成するため、受託者に必要な指示を与えるものとし、 受託者はこの指示に従うこと。
- (3) 本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、または定めのない事項で業務に必要な事項は、鹿児島県と協議して定めるものとする。
- (4) 本仕様書は業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、委託者と 受託者との協議により決定する。
- (5) 受託者は、本事業に関して知り得た業務上の秘密について、外部に漏らさないこと。また、契約期間終了後も同様とすること。
- (6) 本事業により知り得た情報(個人情報を含む。)について、本事業の目的以外の使用及びその情報を外部に漏らしてはならない。
- (7) 委託者は、受託者が本仕様書に定める内容に反した場合には、委託料の一部または全部を返還させることができるものとする。
- (8) 本事業に係る一切の書類は5年間保存すること。

# 別表1提出書類

提出書	類	記載内容	提 出 部 数
質問票	様式1	質問事項について、簡潔に記載すること。	1部
参加申込書	様式2	代表者名を記入し、代表者印を捺印の上、提出すること。	1部
参加資格確 認申請書	様式3	代表者名を記入し、代表者印を捺印の上、提出すること。	1部
事業者概要書	様式4	主要業務等について、簡潔に記載すること。	1部
企画提案書	様式5	代表者名を記入し、代表者印を捺印の上、提出すること。	1部
企画提案内 容調書	様式6 (参考)	提案内容について簡潔に記載すること。	7部
見積書及び 見積内訳書	様 式 任 意	<ul> <li>本業務の仕様書及び企画提案内容調書等に記載した 内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載すること。(積 算内訳も明示すること。)</li> <li>契約時に再度、見積書の提出を求める。</li> </ul>	1部

- ※ 様式6は参考とするが、提出書類については、各様式記載の内容を満たすものとする。
- ※ 様式6の提出部数の内訳は、正本1部(商号又は名称入り)、副本6部(商号又は名称なし) とする。
- ※ 様式6はページ番号を通しで付し、A4縦、左綴じ(2穴)で出力(両面印刷可)したものを、各部ごとにクリップ等の留め具(ホチキス不可)で綴じて提出する。

(別表2) 海外の人気インフルエンサーによるSNSを活用したかごしまの食プロモーションに係る業務 審査項目及び評価の視点

審査項目	評価の視点	配点	
全体方針	・業務の趣旨を十分理解し、目的と合致		
	た提案となっているか		
業務内容	鹿児島県産食・コンセプトや内容、ター		
	材のSNSプレットが明確で分かりやす		
	ロモーション 説明されており、効果的		
	プロモーションが見込まぇ	n	
	■ るか 鹿児島県産食 ・現地消費者の購買意欲を	<u></u>	
	鹿児島県産食  ・現地消費者の購買意欲を7   材の販売・P  め、消費拡大につながる。	_	
	R   うな工夫が施されているが		
	フルタエスなが過じれてもいるが	-	
業務実績	・本業務を遂行するために必要な知識・		
	専門性を有しているか	20点	
	・特に選定した対象国・地域において、「	鹿	
	児島県産食材を取り扱う小売店等と連打	携	
	して同食材の販売促進・販路拡大に取	り l	
11 =	組んだ実績があるか		
効果測定	・本プロモーションによる効果が客観的か 10		
	つ具体的な数値等で示されているか		
業務実施体制	・提案内容を確実に実施できる体制が確立 10		
	されているか		
業務実施スケジ	・本業務の実施手順、実施スケジュール(	は 10点	
ス切りたパック	妥当か	1 0 ///	
プレゼンテーシ	1 11 22 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	5 点	
ョン	・提案内容は分かりやすく、知識、経験		
	に基づいた説得力があるか		
提案価格	・提案内容に対する積算金額は妥当か	10点	
- I I	・経費内訳は明確かつ適切に記載されてい		
	るか		
		1005	
合 計		100点	